

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和6年12月11日（水） 午前10時00分～午前10時47分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 4番 杉浦 康憲、 5番 野々山 啓、
7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 11番 鈴木 勝彦、
13番 倉田 利奈

オブザーバー

副議長（6番） 今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般4名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、健康推進GL、介護障がいGL、福祉まるごと相談GL、
地域福祉GL、地域福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- (2) 議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第73号 工事請負契約の変更について
- (5) 議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）
- (6) 議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (7) 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- (8) 陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月6日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案6件、陳情2件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長
の岡田公作委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避
け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

《議 題》

（１）議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
委員長 質疑を行います。

問（13） 議案第70号ですが、刑法の改正による条例の改正ということなんですが、各
条例につきまして、禁錮及び懲役が拘禁刑に一本化になったこの理由について教えてい
ただきたいのと、またこれ拘禁刑となることにより、刑罰がどのように変わるのかにつ
いても教えてください。

答（秘書人事） 今回の条例の関係で拘禁刑に一本化した理由でございしますが、こちら
は刑法の改正によるものでございます。

また、どの理由かということですが、いずれも刑法の一部改正ということで懲役
もしくは禁錮を拘禁刑に改めるというものでございます。

問（13） ちょっとよく分からないんですけど、多分これ懲役、それから禁固っていう
のと拘禁刑っていうのがいわゆる法律が変わったから条例が変わったんですけど、この
法律の改正は何か意味がなければ多分これ改正されないと思いますので、そこの意味に
ついては教えていただきたいのと。あと刑罰っていうのが変わらないのか、どのよう
になるのかについては、今ちょっとお答えもなかったのでお答えいただきたいと思います。
特に変わらないっていうことでよろしかったんですか。いわゆる社会的背景による法改
正なのか、どういうものなのか教えてください。

答（秘書人事） 刑法改正の中身、内容でございしますが、各受刑者の特性に応じ、その
改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能とするため自由刑の
単一化が掲げられたところでございます。懲役及び禁固、新たな自由刑、いわゆる拘禁
刑として単一化したところでございます。拘禁刑につきましては、刑法第9条に規定す

る刑の種類の一つでございます。

問（13） 今、タイシツカっておっしゃったんですか。ちょっとその文言がよく分からず、ちょっと意味がよく分からなかったので教えていただけますか。

答（秘書人事） 自由刑の単一化です。

問（13） 多分これ条例改正により検察庁への協議が必要になるかと思いますが、協議についてしっかり行われたか、そちらの協議の確認についてお聞きしたいと思います。

答（ICT推進） 今回の条例改正の中でも、第5条の高浜市個人情報保護法施行条例については、具体的な刑の種類を規定しているものになりますので、地方検察庁との協議が必要になります。具体的には名古屋地方検察庁と令和6年9月2日に協議を開始しまして、10月3日に検察庁より問題がないため協議終了する旨の御連絡がありましたので、12月議会に上程させていただいたものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打ち切ります

（2）議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 先日の総括質疑における答弁をお聞きしたところ、移動端末機、いわゆるスマートフォン、スマホでもってマイナンバーカードのカードを所持することなく手続き等の対応ができるようになるかと思いますが、実際これいつから運用されるのでしょうか。また具体的にこの運用の内容についても教えてください。

答（ICT推進） まず1点目のいつ施行されるかということでございますが、国の法律が令和6年6月7日に公布された際には、施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日とされておりました。そして先日令和6年12月6日に施行期日を定める政令が公布され、施行期日は令和7年4月1日とされたところでござい

ます。

続きまして、どのような運用の内容になるのかということでお答えさせていただきます。令和7年4月1日から法律の改正上でいきますと、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで同じ本人確認を行えるようにするものでございます。

既に措置済みのマイナンバーカードの電子証明書機能に加えて、今回マイナンバーカードが保有している基本4情報等をスマートフォンに搭載し、本人の了承の下で相手方に提供できるようにするものです。ですので、今後様々な行政手続、民間サービスでも利用可能とするものでございます。いずれにしても本人の了承の上で本人がスマートフォンで申請して搭載することになりますので、令和7年4月1日から一斉に何かマイナンバーカードの情報が国により一律に利用されるとかそういったことは一切ございません。委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第71号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 議案の説明のところで じい&ばあ の移転理由については施設の老朽化による移転というような御説明がありましたが、具体的な老朽状態、それから耐震の状況は結局どうだったのでしょうか、教えてください。

答(健康推進) じい&ばあ の老朽度と耐震性につきましての御質問で、建物は賃貸物件で、設計としての確認ができていないため耐震性能については不明でございます。そして老朽の度合いにつきましてですが、じい&ばあ では、空き店舗利用整備事業として平成11年に改修工事が行われておりますので25年は経過しております。加えてそれ以前から商業店舗として建物はありましたので、かなりの年月は経過していると認識しております。

問（13） 新耐震基準に改修されたにもかかわらず、結局、現状よく分からないっていうことなのかなと思うんですけど、そうすると今、賃貸物件というお話が出ました。賃貸物件であることから、今後これ借地料が発生しなくなるかなと思うんですけど、借地料についてこれまでどれくらいかかっていたのか。月または年間でお支払いしてる金額を教えてくださいたいのと、これ実際問題、ここの施設、私ずっと言ってるんですけど耐震が確認されないなら早く利用の停止を求めていただきたいんですけど、これ実際いつまで利用者さんが利用されるのか。それからあわせて光熱水費についてもどれくらい今までかかっていたのか教えてください。

答（健康推進） まず1点目のじい&ばあ土地建物の賃借料は、年間で93万6,000円となります。利用者さんにおきましては、今年度末までじい&ばあを利用していただきまして、4月からはいっぷくに移転する計画で進めております。

最後に、光熱水費につきましてですが、光熱水費の実績につきましては決算資料のほうを持ち合わせておりませんので詳細はお答えできませんけど、今年度の予算におきまして、光熱水費といたしまして48万円前後ほど計上しておりましたのでよろしくお願いします。

問（13） これたしか委託でされていたのかな、委託か指定管理。これ運營業務委託料等についてはどれぐらい、いわゆる管理運営費、こちらについてはこれまでいくらであったのか教えてください。

答（健康推進） 宅老所の運営委託料につきましての御質問だと思います。今年度の宅老所の運營業務委託料につきましては242万3,519円で、令和5年度までは指定管理でありました。

問（13） ちょっと確認なんですけど、令和5年度までは指定管理で、令和6年から委託という形でよろしかったかという確認と、それからこれ第3条の条文の改正につきまして、なぜこれ削除されたのかについても理由をお聞かせください。

答（健康推進） 1点目の令和5年度まで指定管理だったかという御質問につきましては、そのとおりでございます。

そして、第3条の改正につきましては、今回、介護予防拠点施設の名称と位置を定める第2条の改正におきまして、宅老所じい&ばあを削ることによりまして宅老所の拠点が1か所だけになることから、第3条の規定でそれぞれの宅老所という表記が不要となりましたので、改正、条文の整備を行うものとなります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第73号 工事請負契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問 (13) これ基準日と協議請求があった日が同じっていうことは考えられないんですが、なぜこれ同じ日にまずできるのか御説明お願いしたいと思います。

答 (学校経営) 今回のスライド協議に関しましても国土交通省のマニュアルを用いてさせていただいておりますが、そのマニュアルによりますと、基準日については請求日を基本とするというふうになっておりますので同じ日にさせていただいております。

問 (13) 出来高検査、これいつ誰が行ったのか教えてください。

答 (学校経営) 請求を受けて以降、9月9日までに学校経営グループの担当職員が実施しております。

問 (13) 今、9月9日までに学校経営グループの担当者ってことなんですけど、これ学校経営グループの担当者っていうのはいわゆる建築士の資格を持った方なのかなと思うんですけど、その方ってこの工事の監督員にはなってないんですか。どうなんでしょう。

答 (学校経営) 技師の資格を持っております。監督員のほうも実施しております。

問 (13) 今の答弁でいくと、いわゆる検査員と監督員が一緒っていうことなんですよ。そういうことの確認と、あとこれ出来高検査を総務の検査担当は行っていないということなんでしょうか。お願いいたします。

答 (学校経営) 出来高の確認については、学校経営グループの技師の資格を有する担当職員が工事の工程表や設計書を参考に現地を確認し、事業者から聞き取りを行いながら残工事量を確定させていただいております。

問 (13) 検査員と監督員が一緒に検査を行ったんですけど、結局、総務の検査担当の方は行っていないってことでよろしかったでしょうか。

答（学校経営） この時点では実施しておりません。

問（13） この時点ではってことはいわゆる完了検査、完了した時点ではやるけど、それまでの出来高については、いや、今後もやらないっていう理解でいいでしょうか。

答（学校経営） そのように考えております。

問（13） 出来高率と金額及び内装の追加の金額、これを教えてください。

答（学校経営） 出来高の金額は税込で9億9,880万円です。内装の価格につきましては、そこまでの資料は持ち合わせておりません。

問（13） 内装の追加の金額についてはここに含まれていると思いますので、また議会中にお答えいただきたいのと、あと出来高率についても今把握されていないっていうことでしょうか。

答（学校経営） 出来高率につきましても現在、資料を持ち合わせておりません。

問（13） では、内装のこの変更部分の改修、これについては、いつから工事をされているでしょうか。

答（学校経営） 今回のこのスライド協議に係る契約変更につきましては、大きな契約変更等を伴うものではないので、特に工事のスケジュールどおり実施をしているところでございます。

問（13） スケジュールどおりってことは変更部分についても、もう既に着手されてるっていう理解でしょうか。

答（学校経営） 変更されているっていうところが、ちょっと私、理解できないんですが、先ほど申しましたとおり工事のスケジュールどおり進めているところでございます。

問（13） これ多分、工事の変更資料を見ていただくと工事の変更部分が入っていると思うので、今回のこの金額については。それでちょっと聞いているので、やはりそこはきちんと説明いただかないといけないかなと思うんですけど。この今回の契約変更について仮契約をいつ結んだのかというところと、変更契約日、これいつになるのか教えてください。

答（学校経営） 仮契約日は11月15日です。契約日につきましては、御議決をいただいた日が契約日となります。

問（13） これ多額の交付金をいただく事業であることから、これ変更になるっていうことになるといういろんなところに影響が関わってくるんですけど、県との変更協議はいつ行われたのでしょうか。

答（学校経営）　今回、国土交通省のマニュアルに沿って行っておりますので、県との協議は行っておりません。

問（13）　補助金にも関わってくるのでやってないっていうのがちょっとよく分からないんですけど。では、今言った変更工事についても交付金の要件となると思うんですけど、その変更工事がよく内容が分からないんですけど、建築物の耐震の改修の促進に関する法律による認定、評定、こちらには影響がないのかどうかについて確認したいと思います。

それから、今の法律による認定、評定、これの変更手続きが必要になるのかどうかについてもお答えください。

答（学校経営）　先ほどもお答えしたんですが、今回、大きな変更を伴うための工事ということではございませんので、評定等も特に問題ないと考えております。

問（13）　ちょっとよく分からないんですけど、大きな工事ではないということで今回のこの契約の変更の金額には影響がないものと考えていいんですか。これ影響されてるのかなと思ってんですけど、どうなんでしょうか。

答（副市長）　何度もリーダー答弁しておりますけども、同じ材料と同じ工程で同じ工事をするのに価格が上がったということでこれスライド協議で変更契約をしたいということを言ってるんです。中身が変わるわけじゃないです。耐震がうんたらかんたらと質問されてますけど、よろしいでしょうか。

問（13）　中身変わらない、中身が変わらないんですかね、変更工事されてると思うんですけど。変更工事をされてるので、それがやはり金額に影響していない、今回のこの契約の変更の金額には全く影響がない、そういう理解でいいんですか、今の副市長の御答弁は。

答（学校経営）　議案の説明のときもさせていただいておりますが、先ほど副市長も答弁させていただきましたとおり、国内における資材及び労務単価等の変動が生じたことで、今回、高浜市工事請負契約、契約約款で規定いたします変動前の残工事額と変動後の残工事額との差額が1.5%を超えたため、その1.5%を超えた部分についての工事請負金額を増額させていただきたいというものでございます。

問（13）　それは分かります、もちろん。分かってるんですけど、この変更工事については、今おっしゃった1.5%についての変更のみであって、変更工事につきましては、全くもって今回の契約変更については、金額については変わっていないという理解でよ

ろしかったですね、今の御答弁でいくと。

答（学校経営） 何度も繰り返しになって申し訳ないですが、変更工事という認識は持っておりません。資材や労務単価等の変動が生じたことで、増額の契約変更を行わせていただきたいと考えるものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

（５）議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）

委員長 質疑を行います。

問（13） まず債務負担行為補正についてお伺いしたいと思います。この指定管理料が増額になった理由について詳しく御説明をお願いしたいと思います。

答（こども育成） 御質問の内容が心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理料の増額の理由だと思います。そもそも指定管理の選定の際の職員配置計画においては、正規職員3人、臨時職員8人の合計11人で計画はされておりましたが、1人正規職員が育休を取っておりまして、実際予算の中では正規職員が3名ではなく2名での予算措置をしていたところを今回育休復帰で正規職員が復帰しましたので、それに合わせた形で職員配置計画に合わせた予算措置を取るものでございます。

問（13） ちょっとよく分からなかったんですけど、正規の方が今まで育休取ってたけど復帰をされて3名になったと。今まではその正規の方の代わりは臨時職員であって、その差額においての指定管理料の増額という理解でよろしいでしょうか。

答（こども育成） 社会福祉協議会としては臨時職員を充てたいということで募集をかけていましたが、人が集まらなかったっていう中で、実際には11人の計画でありながら10名で実施をしていたということで、今回復帰に伴い計画どおりになったというものでございます。

問（13） やはり適正な人員配置をお願いしたいと思うんですけど、やはりいろいろ今どこも人手不足ということなんですけど、これいわゆる債務負担で期間を決めた、これだ

け支払いますよっていう金額になっているんですけど、これ社会的に見て、これ療育が必要な子供ってというのは減ってるってことはまずなくて逆に増えております。利用者数、これどれぐらいで増えてきているのか。利用者のいわゆる伸び率みたいなものを含めてやはり考えていかなきゃいけないと思うんですけど、そういう意味でも今まで1人足りなくてやってたものをとりあえずの必要な人数になったっていうことなんですけど、これ将来的な債務負担打ってあるんですけど、これ令和10年までなんですよね、7年から10年ということなので、将来的なものも考えるとこれでいいのかなっていうところがあるんですけど、そのあたりのお考えについてお聞かせください。

答（こども育成） 障害をお持ちの児童の方の増加の傾向というのは確かにある中で、今回指定管理者の社会福祉協議会のほうで必要な人員として計上させていただいているものが、この職員の配置計画に基づいた人員でございます。

それに基づいて今回予算措置をしている中で、例えばその計画を上回るような状況等になって、例えば施設としての運営がなかなか難しいという話になった場合については、また相談を受けた上で考えていくことと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算…。

「すいません、まだあります。」と発声するものあり。

委員長 打ち切りました。第2回の質疑を行います。

「委員長、13番。すいません、まだ補正予算あります。」と発声するものあり。

委員長 打ち切りました。

「打ち切らないでください。まだありますのでお願いします。」と発声するものあり。

委員長 打ち切りましたので次に行きます。

議案第77号…

「質疑をお願いいたします。動議。委員長、動議。」と発声するものあり。

委員長 はい、内容をお願いいたします。

意（13） 申し訳ございません。まだまだこれ議論しなければ分からないことたくさんありますので歳入歳出についてもお願いいたします。一般会計の補正予算をお願いいたします。

委員長 総括質疑とだぶっている質問が多々ありますのでその点を考慮していただかなきゃいけないんですけども。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、13番倉田議員より動議がありましたけれども、動議に対して採決を採っていきます。

ただいま倉田議員が動議を出されました件につきまして、賛成する方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手少数であります。よって次の議題に入ります。

（6）議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります

(7) 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

委員長 意見を求めます。

意 (3) 陳情第14号、市政クラブを代表いたしまして意見を述べさせていただきます。

本陳情は、介護・福祉・医療と多岐にわたる陳情であり、この陳情自体は本市のみならず、他の自治体にも同じものが出されていることと思います。

しかし、本市には当てはまらないところもあるのではというふうに考えております。例えば、介護保険の多段階化については、国が13段階のところ、高浜市では20段階とされています。これはこの陳情のいうところの多段階化となります。

そのほか、例えば介護保険料・利用料などの減免制度の実施とありますけれども、介護保険制度は国の示す減免3原則があり、1、全額は免除しない、2、低収入であっても資産状況などで個々の事情を勘案し、一律に減免はしない、3、一般財源からの補填はしない、との原則を示していることですので、これは3原則として必要だと考えております。

また、今後、社会保障費の増大、これはもう本当に間違いなく増えていくものと考えており、その中で財源の確保もなく、担保もなく、簡単に保険料・利用料を下げようということは、介護保険制度の維持という面でも無理で不可能だと考えております。

よって、本陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第14号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器

禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（５） 公明党としましては、核兵器禁止条約に批准をしていくことを目指しています。公明党は、現在核兵器禁止条約で溝が深まり対話もできなくなった核保有国と非保有国との対話の橋渡し役を日本が務めること、核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を政府へ求めています。ただ単に条約に調印・批准をすればいいということではないですので、この陳情には反対とさせていただきます。

意（３） 市政クラブを代表して意見を述べさせていただきます。

ノーベル平和賞が取れるような活動を長年続けられてきたことは本当に素晴らしいし、その活動の結果がノーベル平和賞を受賞できたことは大変名誉なことで喜ばしいことだと考えております。

ただ、世界で紛争や戦争が絶えない中、まして核兵器を保持している国がいる以上、日米安全保障を堅持していくことは大切だと考えておりますので、この陳情は反対をいたします。

意（13） まさしく10日の日にノルウェーの首都オスロで開かれた広島・長崎の被爆者の全国組織、日本原水爆被害者団体協議会、通称日本被団協がノーベル平和賞を受賞されました。

この数日間、この平和賞のニュースが日本の各地で飛び交っており、また、昨日、日本被団協の代表の田中熙巳氏、92歳です、この方のスピーチ、登壇されて講演されたお話を皆さんお聞きになられましたでしょうか。私はこのスピーチ、涙なくしては聞くことができませんでした。この演説において、最後に核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょうと呼びかけられました。非常に感動的なスピーチであり、今、世界中で戦争があり、紛争があり、多くの方々が悲慘な目に遭い、苦しい状況であることは皆さん御承知のとおりでございます。そんなときにこの平和賞というノーベル平和賞を受賞されたということが大きな意味を持ちますし、この方々の訴えが世界に届くよう、非常にそういう意味でもこのノーベル平和賞がこのタイミングで受賞されたんだと私は考えております。

そうした中で、核兵器禁止条例の調印、批准、参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれ、条約調印国は、アジア、ヨーロッパ、中南東、アフリカ、太平洋諸国の79カ国、批准国は32カ国となり、発行に必要な条例の3分の2を数え

ました。世界で唯一の被爆国である日本が核兵器禁止の参加、調印、批准、これを行ってこなかったことに対して私は非常に憤りを覚えるとともに理解ができません。

この意見書の提出については、世界中の平和を願う国民の願いであり、切望であります。私はこの意見書を議会として提出することに賛成といたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第15号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会において自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第73号 工事請負契約の変更について

挙手多数により原案可決

(5) 議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算(第13回)

挙手多数により原案可決

(6) 議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(7) 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(8) 陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。
お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時47分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長